

利用規約

第1条（目的）

YOUTRAL（以下、「当施設」という。）は、健康な身体作りをするための運動、食事習慣、生活習慣の指導を行います。会員に対しカウンセリング、ピラティスやウェイトトレーニングなど各種パーソナルトレーニング、日々の食生活アドバイスを一貫したプログラムで包括的なサポートを実現します。

第2条（会員制）

1. 当施設は会員制とします。
2. 当施設の利用範囲および条件については施設内諸規則において別に定めるものとします。

第3条（会員の定義）

1. 会員の資格は、本利用規約第5条所定の手続を経て、所定の入会金を支払った方とする。
2. 体験トレーニングの受講、単発チケットの利用者等を含む全ての一時利用者においても、利用期間中は会員として扱われるものとする。

会員となるとする者は、第6条の入会手続きが完了したときに、会員資格を取得するものとします。

第4条（入会資格）

1. 当施設の入会資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。ただし、以下に定める項目に該当する場合でも、当社が認めた場合は、会員資格を有するものとします。
 - (1)当施設を利用し、サービスを受けるために必要な健康状態であること。
 - (2)満20歳未満の場合には、親権者の同意を入会時に得ていること
 - (3)医師等から運動、マッサージ等を禁止されていないこと
 - (4)伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していないこと
 - (5)妊娠していないこと
 - (6)反社会的勢力（暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等。）の関係者でないと当施設が判断した方
 - (7)過去に当施設より除名の通告を受けていないこと
2. 入会後、会員が前項に挙げた項目に一つでも反することになった場合、当施設は催告無しに一方的に当該会員のサービスの利用を停止することができます。

第5条（入会手続）

1. 当施設に入会しようとするときは、所定の申込方法により入会手続きを行っていただきます。
2. 当施設は入会手続に際し、別途定める必要書類の提出を求めることがあります。また、当施設が必要と判断する場合には、医師による診断書及び施設利用に関する誓約書等の提出を求めることがあります。これらの提出書類に不備や虚偽が認められた場合には、入会を取り消すことができるものとします。
3. 未成年の方が入会の利用契約を締結しようとするときは、当施設が別途定める書面により法定代理人(親権者)の同意を得た上で、入会申込みを行っていただきます。この場合、法定代理人(親権者)は、法令に定めがある場合を除いて、自らの会員資格の有無に関わらず、本規約に基づく義務および責任を本人と連帯して負うものとします。
4. 未成年について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。
5. 当施設が行う入会審査の結果、入会が認められない場合であっても、審査方法、審査過程及び審査の内容は開示しません。

第6条（アカウント登録）

1. 当施設は会員に対して、個人専用のアカウント(以下、「アカウント」という。)を付与します。会員はアカウントに必要事項(以下、「アカウント内容」という。)を正確に記載し、厳重な注意の下管理するものとします。
2. アカウントは1人の利用者に対し1アカウントとします。なお、アカウントは一身専属のものであり、共用、譲渡及び相続はできません。

第7条（申込内容変更手続）

1. 会員は、入会時に提出した書面および、資料の内容に、並びにアカウント内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続を行うものとします。
2. 当施設より会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送をもってその効力を有するものとします。
3. 会員が第1項の変更手続を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により通知を受領せず不利益を受けた場合であっても当施設は責任を負いません。

第8条（個人情報保護）

1. 当施設は保有する会員の個人情報を、当施設が別途定めるプライバシーポリシーに従って管理します。
2. 会員は当施設に提供した個人情報が正確であることを保証し、当該情報が不正確であることにより会員及び第三者に生じる損害について当施設は一切責任を負いません。

第9条（諸費用の支払）

- 当施設の利用の際には、当施設が別途定める内容の月会費及び回数券等を含む諸費用(以下、「諸費用」という。)を必要とします。
- 会員は、前項の諸費用を当施設が指定する方法により定められた期日までにお支払いいただきます。
- 月会費については、月の途中で入会した場合についても日割り計算はせず、会員は1か月分の会費を納めることとします。但し、16日以降に入会した場合には、当該入会月は月会費の半額を支払っていただきます。
- 会員は、当施設の利用ごとにチケットを消費します。
- 諸費用の購入に利用するクレジットカードは本人名義ものに限ります。但し会員が未成年の場合、会員の親権者が自己名義のクレジットカードで支払うことは可能です。
- 一旦支払われた諸費用は、法令の定めまたは当施設が認めた場合を除き返還できません。

第10条（予約、予約のキャンセル及び変更）

- 会員が当施設を利用する場合には、別途定める方法により予約をしていただきます。
- 月会費の繰り越し及び回数券の使用期間は当施設が別途定めるものとし、会員の都合による月会費の繰り越し及び回数券の使用期間の延長は認めません。
- 月会費の繰り越し及び回数券の使用期間に会員が予約を希望するスタッフの予約が取れない場合であっても、月会費の繰り越し及び回数券の使用期間の延長は認めません。
- 予約のキャンセル及び変更は利用開始時間の24時間前まで可能とします。但し、悪天候等により会員の利用する公共交通機関の運行が停止した場合は、24時間前を過ぎている場合でもキャンセル及び変更を認めます。
- 会員が新型コロナウイルス等の感染症で陽性と判定された場合及びそれらの濃厚接触者であると判定された場合は、当施設を利用することができません。陽性と判定された時点で隔離期間中にご予約がある場合はご自身でキャンセルの手続きをお願いいたします。また、ご予約当日のキャンセルは通常の規定通りプランの利用回数、チケットが消費されます。
- 仮押さえとみなされる行為によるキャンセル及び変更は認めません。
- 予約時の指名の有無に関わらず、諸事情によりスタッフが予告なく変更になる場合がある。なお、この場合にはそれを理由とするキャンセル及び変更は認めます。

第11条（規約及び規則の遵守）

会員は、諸施設の利用にあたり、本規約および施設内諸規則を遵守し、施設スタッフの指示に従っていただきます。また、諸施設内の秩序を乱す行為をしてはいけません。

第12条（禁止事項）

会員は当施設、およびその周辺において次の行為をしてはいけません。

会員が下記のいずれかの行為を行った場合、当該会員に対して当施設の利用を直ちに禁止し、施設利用契約の解除並びに取引及びサービスの利用の停止を催告なく一方的に行うことができます。この場合においても会員は第9条に定める諸費用を支払っていただきます。

- (1)他の会員や施設スタッフを誹謗、中傷する行為
- (2)他の会員や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の一切の暴力行為
- (3)大声、奇声を発する行為、他の会員や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為
- (4)物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為
- (5)施設・器具・備品の損壊や備品を持ち出す行為
- (6)他の会員や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為
- (7)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフを拘束する等の迷惑行為
- (8)痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為
- (9)刃物、火器、薬品など危険物を館内へ持ち込む行為
- (10)物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為
- (11)高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内へ持ち込む行為
- (12)施設スタッフに対する、当社以外の他社への就職あっせんや引き抜きの行為
- (13)当社の別途定める禁止事項に違反する行為
- (14)会員としてふさわしくないと当施設が認める行為
- (15)その他法令および公序良俗に反する一切の行為

第13条（損害賠償責任免責）

1. 会員が施設の利用中または諸施設の外で被った損害や怪我その他の事故について、当施設に故意または過失がない限り、当施設は、当該損害に対する一切の責任を負わないものとします。
2. 当施設は、第12条第11号で会員が高額な金銭、貴金属その他貴重品を館内に持ち込むことを禁止しております。会員が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあつた場合、当社に故意または過失がない限り、会員各自の自己責任とし、当社は責任を負わないものとします。
3. 会員同士の間に生じた係争やトラブルについて、当施設は一切関与いたしません。

第14条（会員の損害賠償責任）

会員が施設の利用中、当社または第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責を負い、当施設に対して一切迷惑をかけないものとします。なお、当該会員が未成年の場合は親権者がその責任を負うものとします。

第15条（利用の制限・禁止）

1. 会員が次の各号に該当するときは、諸施設の利用を禁止します。
 - (1) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
 - (2) 過去に当施設より会員資格喪失の通告を受けていたことが判明した場合。なお、会員資格喪失の原因が改善された等の場合で、当施設が検討した結果、施設利用を認めることができます。
 - (3) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと当施設が判断したとき。
 - (4) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。
 - (5) 医師から運動、マッサージ等を禁じられていることが判明したとき。
 - (6) 妊娠されていることが判明したとき。
 - (7) 入会申込について親権者の同意が得られていない未成年である会員
 - (8) その他、正常な施設利用ができないと当施設が判断したとき。
2. 会員が第1項各号のいずれかに該当するにもかかわらず当施設を利用し当施設及び第三者に損害を与えた場合、当該会員が全ての損害を賠償する責任を負います。
3. 会員が第1項各号のいずれかに該当するにもかかわらず当施設を利用して損害を受けた場合、当施設は一切の責任を負いません。

第16条（会員資格喪失、契約の解除）

会員が下記の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失し、当施設は施設利用契約を直ちに解除できます。なお、本条に基づき施設利用契約を解除したことにより会員に損害が生じた場合においても、当施設はその損害を賠償する責任を負いません。

- (1) 第4条に定める入会資格を満たさないことが判明したとき。
- (2) 第12条に定める禁止事項を行ったとき。
- (3) 第17条に定める退会手続が完了したとき。
- (4) 本規約及び当施設の定める規則に違反したとき。
- (5) 会員が死亡したとき。
- (6) 会員に破産申立、民事再生申立、任意整理の申出のいずれかがあったとき。
- (7) 諸費用の支払を2回分怠ったとき。
- (8) 最後にチケットの利用があった日以降、一度も利用していない状態が1年以上継続したとき。
- (9) その他、会員としてふさわしくないと当施設が判断したとき。

第17条（退会手続）

会員が退会、プランの変更をする場合は希望する月の前月10日までに所定の手続きを会員本人がおこなうこととします。

退会、プラン変更希望者が前記期日までに手続き処理が完了しない場合には、退会は翌月となり申し出があった月までの月会費をお支払いいただきます。

利用回数が減少するプランへの変更も同様に期日までに手続き処理が完了しない場合には申し出があった月まで旧契約プランの月会費をお支払いいただきます。

なお、有料チケットによる当施設の利用の場合はこの限りではありませんが、プラン契約者に付与される繰越チケットは退会後は利用が不可となります。

第18条（施設の休業）

当施設は、次の各号に該当するときは、諸施設の全部または一部の閉鎖、休業または当施設の解散(以下「閉鎖等」といいます。)をすることができます。閉鎖等が予定されている場合は、原則として1ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。

- (1)気象災害その他外因的事由により、会員に危険が及ぶと当社が判断したとき。
- (2)施設の増改築、修繕または点検を実施するとき。
- (3)定期休業によるとき。
- (4)事業譲渡その他本クラブの運営事業の承継、本クラブの運営事業の撤退その他重大な事由により、閉鎖等がやむを得ないとき。
- (5)法令等による処分、指導、命令等によるやむを得ない事情が発生したとき。
- (6)その他、営業することが困難または営業すべきでないと当施設が判断したとき。

第19条（規約、諸費用、条件等の改定及び廃止）

1. 当施設は、事前の告知なく本規約および施設内諸規則の改訂を行うことができます。改訂した本規約および施設内諸規則の効力は全会員に及ぶものとします。
2. 本会則における会員への告知は、当社の各施設内に掲示する等の方法によるものとします。